

1月 モニターレポート		担当出張所
担当区間	淀川下流右岸 菅原城北大橋～神崎川分派点（一津屋樋門）（右岸12.3km～16.0km）	
モニター実施日時	令和2年1月26日 午後3時30分～5時頃	
天候	曇り	

（見出し）

淀川の菅原城北大橋（右岸12.3km付近）～神崎川分派点（一津屋樋門）についてモニター報告します。

一津屋樋門から開始

①一津屋樋門から少し下った辺りからは一部除草されていない部分が連なっていました。その草が枯れて見た目が良くない状態になっていましたが、そのせいかもしれないと下流のきれいに刈り取られた部分と比べるとかなりの差でゴミが目立ちました。別エリアでは火事があったと聞きますし、きれいに環境整備することは大事なのではないかとその重要性を感じました。



②豊里大橋付近 塗装工事ということで橋が覆われていました。重機も置かれていて、工事作業の現場という感じでしたが、橋脚付近では普通に運動する人達がありました。特に危険性を感じませんでしたし、継続的にモニターしているから目についただけで、利用する人にとっては気にも留まらない、いつも通りの景色なのだと思います。



③その他 ニュースで河川敷に設置されている野球に関する用具の是非が問題になっていました。行政的なことはわかりませんが、時間によっては用具を運搬するためか一般車が入れない川沿いに車が侵入している光景を何度も見たことがあります。

今回、バイクで一津屋樋門の所まで行ったのですが、戻るのが5時00分ジャストになってしまいました。恐らくここのゲートから閉めていくのか、ちょうど係の人が閉門作業をしていたので時間に余裕を持って行動しようと思います。

(意見・感想・処置等)

1月のレポート、ありがとうございます。

①除草について、一部除草されていない部分が重なっていたとのこと。堤防法面は河川管理者が年2回の除草を行っておりますが、例えば堤防天端の自転車道沿いや、取水施設の周辺など、一部に各施設の管理者で除草をおこなっていただく範囲があります。このため、除草時期に多少ずれが生じて一部除草されていない範囲ができてしまう場合があります。各施設管理者の実施範囲も順次除草が行われますのでご理解いただければと思います。

②豊里大橋の塗装工事について、河川区域内の工事は原則として出水期中（淀川では6月16日～10月15日）に行うことができません。このため10月下旬以降は河川内で様々な工事が実施されており、毛馬管内の橋梁ですと豊里大橋の他に淀川水管橋、阪急千里線橋梁、JR上淀川橋梁の補修工事が行われています。ご覧いただいたように、工事ヤード以外は通常通り使用いただくことができますが、工事現場周辺や工事車両が通行する区間の緊急河川敷道路を利用される際には、ご注意くださいと思います。

③河川敷に設置されている野球用具に関する報道をご覧になったとのこと。モニターいただいている区間にも

野球用ネット等常設されている箇所が多数ありますが、誰もが自由に利用できる公共空間である河川敷に無許可で工作物を常設することは違法行為となります。このため、多くの皆さんに適正に利用いただける河川空間となるよう取り組んでいるところです。

それでは、来月のレポートもよろしくお願い致します。